

生駒市消防本部訓令甲第3号

生駒市消防本部消防職員委員会事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

生駒市消防長 有地 正伸

生駒市消防本部消防職員委員会事務処理規程の一部を改正する訓令

生駒市消防本部消防職員委員会事務処理規程（平成8年10月生駒市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第7条及び様式第2号中「第14条の5第1項各号」を「第17条第1項各号」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年9月29日から施行する。